

2月14日薬務麻薬担当理事者会の報告

麻薬行政

麻薬免許について注意点が2点

- ① 免許更新忘れは無免許状態になります、毎年事例があります。＝免許は3年ごとに更新が必要であるが忘れてしまうと無免許状態となる。免許番号の始期2桁は西暦の下2桁になっている。現在は22.23.24から始まる免許番号以外は無効になっています。すでに無効の免許番号を記載してそれで薬局が調剤してしまうと薬局も麻薬の不正譲渡に問われてしまいます。
- ② 1医療機関に2人以上麻薬施用者がいる場合には麻薬管理者の免許が必要です。麻薬施用者の免許とは別です。施用者と管理者は同一の方でも大丈夫ですが、管理者がいない状態だと管理者不在となり法律違反になります。診療所の場合継承などで医院に二人医師がいる状態に新たになったときは注意が必要との事でした。去年の管理者不在による違反は6例ありました。

薬務行政

電子処方箋 医療機関からの電子的な処方情報を元に薬局で調剤を行うことによる処方箋の運用で提出の簡便化、誤入力防止、災害時の情報確認など優位な点がある、ただまだ全国的に普及していないためかなり力を入れていくとのこと。

薬物犯罪

全国で一番多いのは覚せい剤で二番目が大麻でしたが最近大麻が年々増えてついに大麻が覚せい剤を越えて1位となってしまった。覚せい剤は輸入しないといけない、輸入前に押収されるケースが多い、しかし大麻は国内栽培ができる。

大麻の逮捕者は若い人が多い。

大麻は以前より海外の情報や誤情報による大麻への誘導が多い

「合法化されている国もある」「癌が治る」「たばこより害が無い」

大麻濃縮物を液体にしたものを電子タバコですうという方法は昨年につき紹介され濃縮されているため精神症状が強くなる上に普通の電子タバコと思われ怪しまれにくいことから良く使われるとのこと。

大麻の栽培の事例も増えており通常に売られている野菜作成などの物品を使用して大麻を栽培することができる。

米国ではフェンタニルの乱用で年間死亡者10万人になっている。

リンコデは濃度により麻薬扱いになってしまうため処方に注意が必要です。